鶴岡市お試し住宅(短期)　利用マニュアル

令和７年９月作成

令和８年５月更新

１．制度概要、申込方法

（１）目的

この制度は鶴岡市への移住希望者等が移住を検討する際に、本市の生活環境を体験していただき、市への移住促進を図ることを目的としています。

（２）利用対象者

対象者は、本市への移住を希望する県外在住者で、次のいずれかの方法で本市の移住定住情報を継続して受け取ることができる方です。

①鶴岡市ミ LINE アカウントに友達登録し、移住・定住情報を受信する。

②鶴岡市移住相談総合窓口の Instagram をフォローする。

③前略鶴岡に住みマス。の facebook に「いいね！」する。

なお、未成年者のみの利用はできません。

（３）利用可能期間

利用可能期間は１週間または２週間とし、期間をあけて２回を限度とします。

また、年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇、及びその他施設管理日は利用できません。

（４）利用料

利用料金は、１週間(６泊７日)３，０００円、２週間(１３泊１４日)６，０００円です。

お申し込みの際に納付書をお渡ししますので、入居前までに指定金融機関にてお支払いください。

また、施設までの交通費や各自でご用意される物品等については、自己負担となります。

（５）利用申し込み

事前に電話やメール等で空き状況を確認の上、仮予約を行ない、お試し住宅（短期）利用に関する誓約書、お試し住宅滞在プラン、身分証明書（運転免許証や住民票等）の写しを添えて、利用の２週間前までにお試し住宅（短期）利用申込書を提出してください。

利用申込書等の様式は市のホームページでダウンロードいただくか、メールや郵送等でお送りいたします。

（６）空き状況の確認及び申込書提出先

〒９９７－８６０１

山形県鶴岡市馬場町９－２５　鶴岡市地域振興課　移住相談窓口

TEL：０２３５－３５－１１９１

E-mail：chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

２．募集住宅の概要

住宅名　市営美原住宅９号棟４０１号
建築年　昭和５０年
住　所　鶴岡市美原町１７番３８号
間取り　２ＤＫ
広　さ　５６㎡

【主な備品等】

・冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、ガスコンロ、電気ポット、食器、洗濯機、掃除機、扇風機、電気ストーブ、エアコン（1台）、ドライヤー、テーブル、カーテン、その他生活用品（別紙参照）

※予算の関係上、入室前の清掃は市職員が行いますので、ご承知おきください。

【寝具】

施設には、寝具を備え付けておりません。ご持参いただくか、レンタル可能な業者へ連絡し、自身で予約・受け取り・支払いをお願いします。

〈レンタル可能業者〉

・ふとんの池田鶴岡店（１泊１組 税込2,365円～）
　住所：鶴岡市みどり町１３－２３　　ＴＥＬ：０２３５－２９－１８０８
　Ｈ　Ｐ：https://futonnoikeda.com/maintenance/
・東北リネン株式会社（１泊１組 税込2,200円～）
　住所：酒田市東町１丁目２３－５　　ＴＥＬ：０２３４－２２－３６４４
　Ｈ　Ｐ：https://www.tohokulinen.co.jp/service/futon/

３．入居から退去まで

（１）入居

①鍵の引渡しは、原則平日の午前９時から午後４時までの間に、現地にて行ないます。その際は、利用に関する説明等に３０分程度の時間を要します。
②利用申込書に記載した利用開始日時に必ず現地にお越しください。到着時間が変更になる場合は必ずご連絡ください。
③入居の際は、近隣の方へ利用期間をお知らせいたしますので、ご了承おきください。

（２）滞在中

①滞在中は、移住に関する相談の時間を設けさせて頂きますので、ご予約をお願いします。
②入居の際にアンケートをお渡ししますので、ご協力をお願いします。退去の際に担当へお渡しください。
③寝具のレンタルなど、利用期間中に支払いの生じたものにつきましては、退去日までにご自身で手続き等を完了してください。
④滞在中、緊急で連絡が必要となった場合には、利用説明時の連絡先に連絡してください。

（３）退去

①退去の際は、平日の午前９時から午後４時までの間に、担当者が立会って施設や備品などの確認を行います。

②退去前には室内を清掃してください。

③ごみの出し方については、利用の際に説明します。

④食器用ふきん、台拭きは洗って干していってください。

４．利用にあたっての留意事項

（１）遵守事項

本マニュアルや入居の際に説明を受けた事項について遵守をお願いいたします。

特に鍵の管理は十分ご注意ください。万一、紛失や破損した場合は鍵（シリンダー部含む）の交換費用をご負担いただきます。

（２）施設等について

バリアフリーに対応した住宅ではございませんので、予めご了承おきください。

また、本施設は市営住宅であり、ホテルや旅館等のようにサービスやメンテナンス等が行き届いているものではございませんので、ご理解くださるようお願いします。

（３）その他

利用期間中にご不明な点等ございましたら、鶴岡市地域振興課でご相談下さい。

５．各連絡先について

【当日の入退去時間の変更・住宅設備に関すること】

鶴岡市役所　建築課　（受付時間：月～金　９：００～１６：００）

住所：鶴岡市馬場町９番２５号

電話：０２３５－３５－１４３２

【その他、ご利用に関するお問合せ】

鶴岡市地域振興課　移住相談総合窓口（受付時間：月～金　９：００～１６：００）

住所：鶴岡市馬場町９番２５号

電話：０２３５－３５－１１９１

・土日、夜間の連絡先については、入居の際にご説明いたします。